

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）菅谷地区）を行うことについて令和4年8月29日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部農林水産課において令和4年9月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和4年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造